

レセプト電算処理システムに係るよくあるお問い合わせ

問い合わせ内容	内容
総括表等の提出は必要ですか。	<p>総括表及び光ディスク等送付書の提出が、必要になります。</p> <p>なお、診療（調剤）報酬請求書については、提出の必要はありません。</p>
提出できる媒体の種類は何ですか。	<p>FD・MO・CD-Rの三種類です。</p> <p>なお、スケルトンシェル（透明タイプ）のFDは、磁気媒体読取装置の性質上、読み取りできないことがあります。できるだけ不透明タイプのFDで提出くださるようご協力ください。</p> <p>また、読み取りができなかった場合は、再度提出していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。</p>
返戻されたレセプトの再請求はどのようにしたらよいですか。	<p>本会から返戻した出力紙レセプトでの再請求となります。</p> <p>紙レセプトで再請求する場合は、総括表と請求書を添付して提出してください。</p> <p>なお、総括表の請求額払額は、返戻分も当月分に含めてください。</p>
月遅れ（未請求）レセプトは当月分と含めて媒体に記録できますか。	<p>できます。</p> <p>ただし、データを「当月分」「月遅れ分」の二つに分けて提出することはできません。一つのデータに統合して提出してください。</p>
媒体に貼付するラベルの様式に定めはありますか。	<p>あります。詳しくは「電子媒体への表記」をご覧ください。</p> <p>なお、ラベルは医療機関・薬局で用意してください。</p>